

牛小屋

(令義解三) 凡畿内置官田、言王畿猶壇也、大和攝津各丹町、河内山背各廿町、每二町配牛一頭、其牛令一
戸養二頭、謂養牛之戶、謂中々以上戸、凡馬牛分充衛府者略申左衛門牛四頭、其櫨飼充秣草、牛亦充草、

(吾妻鏡十一) 建久二年十月一日丙子爲佐々木三郎盛綱、宮六廉仗國平等沙汰、自奥州并越後國召進駿牛十五頭、今日有御覽、是法住寺殿、義仲叛逆之時、惡徒亂入、又文治元年地震悉頽傾之間爲關東御沙汰被加修理爲被立其牛屋也、

(江戸名所圖會一) 牛小屋、牛町高輪芝にあり、延寶江戸圖に此地を牛の尻と云とあり、牛を畜する家多く、牛の數一千疋に餘れり、養ふ處の牛、額小さく其角後に靡きたるを敷覆ひきふくと號けて上品なり、都て牛は行事正しく殊に早し、形婉にして精氣撓す、力量勝たるに、輒をかけ、重を乗せて遠きに運ぶ人の用を助る事、其功誠に少からず、古は淀鳥羽にのみありて、都の外には牛車なかりしに、御入國の頃より許宥ゆうゆうありて、江府にも是を用ゆる事となれり、餘は駿河にあるのみにて、唯此三ヶ所に限れりとぞ、

略申

(駿牛繪詞) 又問云、牛にさまでの名をつけらるゝ事、いづれの頃よりか出來たるぞや、答云、中略我朝には甲斐國より聖德太子に奉りける龍馬は、黒駒とて、別の異名ははべらざりけり、又江談とて、江中納言おほせられたる事をしるされたるには、日本の名物どもの中に馬はおほく見え、牛は見え侍らぬとかや、但ざい中將殿とて、やさしき人のためしに申傳へたるは、平城天皇の御子なにがしの親王とかやの御息、皇孫とてもてなし申されて、仁明天皇の御宇承和十四年正月、藏人頭になり給ひて、おなじ二月、春日まつりの使にたれしに、公家よりびりやうの御車に、角白と申御牛をかけて下されけり、さればかの角白や、此の國の牛の名のはじめにてはべらむ、さてその中げんの事は、しりはべらず、後白河院貌丸、後鳥羽院師子丸、香象湊黒など、その影をうづ